

薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を
改正する件 新旧対照表

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二
十一年厚生労働省告示第百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
無機薬品及び有機薬品 一〇五（略） 六 イブプロフェン 七〇五十一（略）	無機薬品及び有機薬品 一〇五（略） （新設） 六〇五十一（略）